第**75**回

定時株主総会招集ご通知

日時

2022年 5月 26日 (木曜日) 午前 10時

(受付開始:午前9時予定)

場所

東京都中央区銀座八丁目21番1号 住友不動産汐留浜離宮ビル 2階 ベルサール汐留

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役6名選任の件

第4号議案 監査役2名選任の件

議決権行使期限

2022年5月25日(水曜日)午後5時40分まで

目次

第75回定時株主総会招集ご通知´
株主総会参考書類 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(提供書面)
事業報告
連結計算書類 · · · · · · 4 ′
計算書類 · · · · · 44
監査報告書 47

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

株式会社オンワードホールディングス

証券コード:8016

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして

株主の皆様には、日ごろからオンワードグループをご支援いただき心からお礼申しあげます。 さて、第75回定時株主総会を5月26日(木曜日)午前10時より開催いたしますが、多くの株 主様が集まる株主総会は、新型コロナウイルスへの集団感染のリスクがございます。

本株主総会につきましては、感染拡大の防止と株主様の感染リスクを防ぐために、後記の株主 総会参考書類をご参照のうえ、議決権行使書のご返送やインターネットにより事前に議決権をご 行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申しあ げます。

特に、感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患をお持ちの株主様におかれまして は、慎重なご判断をお願い申しあげます。

ご来場される株主様におかれましては、株主総会開催日現在の国内感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申しあげます。

株主総会の運営につきましては、ご滞在時間短縮化のため、報告内容を簡略化させていただく とともに、円滑な議事進行に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申しあげます。

また、本株主総会会場におきましては、感染予防のための措置を講じる場合がございますので ご協力の程よろしくお願い申しあげます。

なお、今後の状況により当会場が利用できなくなる場合等、株主総会の運営に大きな変更が 生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.onward-hd.co.jp/)にてお 知らせいたします。 株主各位

東京都中央区日本橋三丁目10番5号 株式会社 オンワードホールディングス 代表取締役 保 元 道 宣

証券コード:8016 2022年5月6日

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ここに招集ご通知を送らせていただきます。

なお、書面またはインターネットによっても議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年5月25日(水曜日)午後5時40分までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)より議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2022年5月26日 (木曜日) 午前10時
 - (受付開始:午前9時予定)
- 2. 場 所 東京都中央区銀座八丁目21番1号 住友不動産汐留浜離宮ビル 2階 ベルサール汐留

3. 株主総会の目的事項

報告事項

- 1. 第75期 (2021年3月1日から2022年2月28日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第75期 (2021年3月1日から2022年2月28日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役6名選任の件

第4号議案 監査役2名選任の件

4. 議決権の行使に関する事項

(1) 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

(2) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

よび「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以上

- ●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- ●本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.onward-hd.co.jp/)に掲載しております。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」お
- ●事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (https://www.onward-hd.co.jp/) に掲載いたしますのでご了承ください。

議決権の行使についてのご案内

株主様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

1

株主総会に当日 ご出席いただく場合



議決権行使書用紙を 会場受付へ提出 株主総会開催日時

2022年5月26日(木) 午前10時

2

郵送(書面)にて 行使いただく場合



各議案の賛否を 表示のうえ投函 行使期限

2022年5月25日(水) 午後5時40分到着分

3

インターネットにて 行使いただく場合 (パソコン、スマートフォン等)



議決権行使サイト https://evote.tr.mufg.jp/ にて各議案の賛否を入力

行使期限

2022年5月25日(水) 午後5時40分まで

インターネットによる議決権行使のご案内については、4~5頁をご参照ください。

議決権電子行使プラットフォームについて

当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

管理信託銀行等の名義株主様 (常任代理人様を含みます。) が、当該プラットフォームのご利用を事前 に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコン、ス マートフォン等から議決権行使ウェブサイトにアクセ スいただき、画面の案内に従って行使していただきま すようお願いいたします。

議決権行使期限

2022年5月25日(水) 午後5時40分まで

ログインしてください。



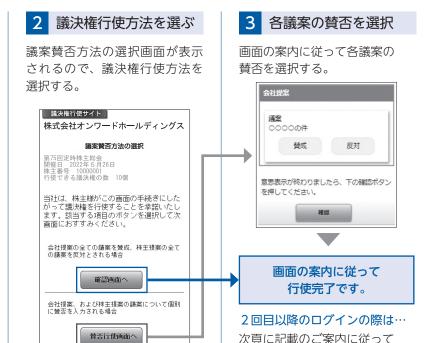
スマートフォン等の場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不 要でログインいただけます。 ※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォン等に て、同封の議決権行使書副票(右 側)に記載の「ログイン用QRコー ドーを読み取る。







パソコンの場合 ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイトにアクセスする



https://evote.tr.mufg.jp/



「次の画面へ」を クリック

お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された 「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「新しいパスワード」と 「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■ ご注意事項

- ■インターネットにより、議決権を 行使される場合は、郵送によるお 手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二 重に議決権行使をされた場合は、 インターネットによる議決権行使 の内容を有効として取り扱わせて いただきます。
- ■インターネットにより、複数回に わたり議決権行使をされた場合は、 最後に行われた議決権行使の内容 を有効として取り扱わせていただ きます。

議決権行使サイトの 操作方法に関する お問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

國 0120-173-027

通話料無料

受付時間 9:00~21:00

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要施策の一つと位置づけ、安定的で業績に連動した適正な利益配分を実施することを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。この場合の配当金総額は、1.627.606,776円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年5月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する 改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備え るため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(下豚は冬史即力で小しより。)
現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし	
提供)	
第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総	< 削除 >
会参考書類、事業報告、計算書類および連結	
計算書類に記載または表示すべき事項に係る	
情報を、法務省令に定めるところに従いイン	
ターネットを利用する方法で開示することに	
より、株主に対して提供したものとみなすこ	
<u>とができる。</u>	

現行定款	変更案
	(電子提供措置等)
< 新 設 >	第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総
	<u>会参考書類等の内容である情報について、電</u>
	子提供措置をとるものとする。
	2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち
	<u>法務省令で定めるものの全部または一部につ</u>
	いて、議決権の基準日までに書面交付請求し
	た株主に対して交付する書面に記載しないこ
	<u>とができる。</u>
	(附則)
< 新 設 >	1. 変更前定款第14条(株主総会参考書類等のイン
	ターネット開示とみなし提供)の削除および変更
	後第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法
	の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)
	附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行 の日本の以下「特に日本人とこと」という。
	の日(以下「施行日」という)から効力を生ずる
	ものとする。
	2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内
	の日を株主総会の日とする株主総会については、
	変更前定款第14条はなお効力を有する。
	3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または
	前項の株主総会の日から3か月を経過した日のい
	ずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的な意思決定を実現することを目的に取締役を1名減員し、社外取締役2名を含む取締役6名をご選任願いたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

					当社が期待する知見・			経験	
候補者 番号	氏名	現在の地位、担当および 重要な兼職の状況	取締役会出席回数(出席率)	会社経営 事業運営	国際経験海外ビジネス	財務 会計 M&A	法務 コンプライアンス リスク管理	IT デジタル	人財 ^{ダイバーシティ} 環境 社会貢献
1	## もと ## のぶ 保元 道宣 再任	■ 当社代表取締役社長■ 株式会社オンワード樫山 代表取締役社長執行役員	11/11 _□ (100%)	•	•			•	•
2	知識賢治	■ 当社社外取締役	8/8回 (100%)	•		•	•		
3	で とう まざむ 佐藤 修 再任	■ 当社取締役財務・経理・ I R担当 ■ 株式会社オンワード樫山 取締役常務執行役員 ■ 株式会社オンワードリゾ ート&ゴルフ代表取締役 社長	11/11 _□ (100%)	•		•	•		
4	池田 大介	■ 当社取締役経営企画・人 財・総務担当 ■ 株式会社オンワード樫山 取締役常務執行役員	11/11 _□ (100%)	•			•		•
5	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	■ 当社社外取締役	11/11回 (100%)	•	•	•		•	
6	する は え 小室 淑恵 再任 女性 社外取締役 独立役員	■ 当社社外取締役 ■ 株式会社ワーク・ライフ バランス代表取締役社長	11/11 _□ (100%)	•				•	•

⁽注) 1. 小室淑恵氏の戸籍上の氏名は石川淑恵であります。

^{2.} 上記一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	やす もと みち のぶ 保 元 道 宣 (1965年9月13日)	2006年 5 月 当社入社 2007年 3 月 当社執行役員 2007年 9 月 株式会社オンワード樫山執行役員 2011年 3 月 当社常務執行役員 株式会社オンワード樫山常務執行役員 2014年 5 月 当社取締役 株式会社オンワード樫山取締役常務執行役員 2014年 9 月 同社取締役専務執行役員 2015年 3 月 当社代表取締役社長 (現在に至る) 株式会社オンワード樫山取締役 2019年11月 株式会社オンワード型山取締役 2021年 9 月 株式会社オンワード型山取締役 2022年 3 月 同社代表取締役社長執行役員 (現在に至る) (現在に至る) (重要な兼職の状況) 株式会社オンワード樫山代表取締役社長執行役員	152,700株
	しております。現在代表取締	・ 門、デジタル戦略部門、国際部門、企画部門等を歴任し、豊富な: 役社長として、当社グループの経営執行責任者の立場で事業を遂 執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締:	行するとともに、経営

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	知 識 賢 治 (1963年1月27日)	1985年 4月 鐘紡株式会社入社 2004年 5月 株式会社カネボウ化粧品取締役兼代表執行役社長・最高執行責任者(COO) 2010年 6月 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ代表取締役社長 2015年 8月 日本交通株式会社代表取締役社長 2018年11月 株式会社SHIFT社外取締役(監査等委員)(現在に至る) 2020年 6月 石井食品株式会社社外取締役(現在に至る) 2021年 5月 当社取締役(現在に至る) 2021年 6月 株式会社ソラスト社外取締役(現在に至る)	〇株
		ての専門的見地と財務、会計、法務等の幅広い知識と見識を有し 社グループのライフスタイルセグメント事業会社の経営力を強化 皆といたしました。	

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	を 佐藤修 (1966年8月15日)	2016年 1 月 当社入社 2018年 3 月 当社執行役員財務・経理担当 2020年 3 月 当社執行役員財務・経理・I R担当 株式会社オンワードリゾート&ゴルフ代表取締役社長 (現在に至る) 2020年 5 月 当社取締役財務・経理・I R担当 (現在に至る) 2021年 9 月 株式会社オンワード樫山取締役 2022年 3 月 同社取締役常務執行役員 (現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社オンワード樫山取締役常務執行役員 株式会社オンワード樫山取締役常務執行役員	15,100株
	ます。現在当社グループのリ	・	代表取締役社長を兼務
4	いけ だ だい ずけ 池 田 大 介 (1968年3月22日)	1991年 4 月 当社入社 2018年 3 月 当社執行役員経営企画・法務担当 2020年 3 月 当社執行役員経営企画・秘書・広報・人財・総務担当 2020年 5 月 当社取締役経営企画・人財・総務担当 2021年 3 月 当社取締役経営企画・人財・総務・サステナブル経営担当 2021年 9 月 株式会社オンワード樫山取締役 2022年 3 月 当社取締役経営企画・人財・総務担当(現在に至る)株式会社オンワード樫山取締役常務執行役員(現在に至る)	15,100株
	である株式会社オンワード樫	I 管理部門を歴任し、豊富な経験と実績を有しております。当社グ 山において主力ブランドの全国営業部門を統括し事業拡大を行う ・人財・総務を担当し、当社グループにおける業務執行の監督な 候補者といたしました。	などの経験があり、現

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	がわ もと あきら 川 本 明 (1958年8月19日)	1981年4月 通商産業省(現:経済産業省)入省 1995年8月 経済協力開発機構(パリ) 2001年1月 資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長 2009年7月 経済産業省経済産業政策局大臣官房審議官 2012年10月 アスパラントグループ株式会社シニアパートナー(現在に至る) 2013年4月 慶應義塾大学経済学部教授(現在に至る) 2014年3月 フューチャー株式会社社外取締役(監査等委員)(現在に至る) 2018年5月 当社取締役(現在に至る)	〇株
	川本明氏は、長年にわたるとして適任であると判断し、	 由および期待される役割の概要 行政での豊富な経験と学識経験者としての幅広い知識と見識を有 き続き社外取締役の候補者といたしました。 D経営を監視・監督し、有益な助言・意見を得ることを期待してお	
6	で	1999年 4 月 株式会社資生堂入社 2006年 7 月 株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長(現在に至る) 2008年 4 月 内閣府仕事と生活の調和連携推進・評価部会委員 2009年10月 金沢工業大学大学院客員教授(現在に至る) 2013年 4 月 内閣府子ども・子育て会議委員 2014年 9 月 産業競争力会議民間議員 2015年 2 月 文部科学省中央教育審議会委員 2017年 6 月 株式会社かんぽ生命保険社外取締役 2019年 5 月 当社取締役(現在に至る) 2020年 4 月 レッドフォックス株式会社社外取締役(現在に至る) 2020年11月 Clipline株式会社社外取締役(現在に至る) 2020年12月 パシフィックコンサルタンツ株式会社社外取締役(現在に至る) (重要な兼職の状況) 株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長	〇株
	小室淑恵氏は、経営者とし 識を有しており、社外取締役。	由および期待される役割の概要】 ての専門的見地と、政府関係の各種会議における有識者委員等を として適任であると判断し、引き続き社外取締役の候補者といたし D経営を監視・監督し、有益な助言・意見を得ることを期待してお	ました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 川本明、小室淑恵の両氏は、社外取締役候補者であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
 - 3. 小室淑恵氏が、2017年6月から2020年2月まで社外取締役に就任していた株式会社かんぽ生命保険においては、その在任中の2019年12月27日付で金融庁よりかんぽ生命保険商品の不適正な保険募集等に関し、業務の一部停止命令および業務改善命令を受けましたが、同氏は平素より法令順守および顧客の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事案の判明後には顧客保護や再発防止のための提言を行い、社外取締役としての職責を適切に遂行しておりました。
 - 4. 小室淑恵氏が、2020年12月18日に社外取締役に就任したパシフィックコンサルタンツ株式会社において、社員1名が、富山県富山市発注の橋りょう設計業務委託の競争入札に関し、2022年1月24日ならびに2022年2月14日に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されました。同氏は平素より法令順守の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事案の判明後には再発防止のための提言を行い、職責を適切に遂行いたしました。
 - 5. 役員等賠償責任保険契約について
 - ① 当社では役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を 負った場合における損害等を填補することとしております。
 - ② D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。
 - ③ 各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。
 - ④ D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
 - 6. 社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について
 - (1) 社外取締役候補者の独立性について
 - ① 川本明氏の当社社外取締役に就任してからの期間は、本総会終結の時をもって4年間であります。
 - ② 小室淑恵氏の当社社外取締役に就任してからの期間は、本総会終結の時をもって3年間であります。
 - ③ 社外取締役候補者は、いずれも当社の「社外役員の独立性基準」(16~17頁)を満たしております。
 - (2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役候補者である川本明、小室淑恵の両氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額としております。

川本明、小室淑恵の両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。

当社は、社外取締役である知識賢治氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、 当該契約に基づく責任限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額としております。

なお、知識賢治氏との責任限定契約は本総会終結の時をもって終了いたします。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役吉里博一、一瀬久幸の両氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役 2名をご選任願いたいと存じます。

なお、監査役候補者の清家彦三郎、小野木伸良の両氏は、補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任される監査役の任期満了すべき時までとなります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	新任 清家彦三郎 (1960年7月19日)	1983年 4 月 当社入社 2015年 3 月 当社執行役員 株式会社オンワード樫山執行役員 2021年 3 月 同社常務執行役員 2022年 3 月 当社顧問 (現在に至る)	15,300株
	全般に精通しております。ま	会社である株式会社オンワード樫山の営業、商品企画、マーケテ た同社の管理全般をつかさどる営業推進部門の責任者を務め、経 新たな監査役の候補者といたしました。	
2	新任 ま の ぎ のぶ よし 小 野 木 伸 良 (1964年5月10日)	1992年 4 月 株式会社オンワードマリン入社 2018年 3 月 株式会社オンワードリゾート&ゴルフ管理部長 2019年 9 月 当社内部監査室長 (現在に至る)	0株
		ープ会社の総務経理部門責任者を務め、会計に関する専門的な知 、適切な監督・監査機能を発揮するための経験と能力を有してお した。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 役員等賠償責任保険契約について
 - ① 当社では役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、これにより監査役等が業務に起因して損害賠償責任を 負った場合における損害等を填補することとしております。
 - ② D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。
 - ③ 各候補者が監査役に選任され就任した場合には、いずれの監査役もD&O保険の被保険者となる予定であります。
 - ④ D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

【ご参考】

社外役員の独立性基準

当社は、社外役員(社外取締役および社外監査役)候補者が以下のいずれかに該当する場合、独立社外役員としての独立性を有しないものとみなします。

- 1. 当社の業務執行者(※1)が役員に就任している会社 当社の業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
- 2. 主要な取引先関係

当社を主要な取引先とする者(※2)もしくはその業務執行者または当社の主要な取引先(※3)もしくはその業務執行者

3. 当社の監査法人 当社に係る会社法に基づく監査または金融商品取引法等に基づく監査を行う監査法人に所属する者

4. 社外専門家関係

当社から役員報酬以外に多額(※4)の金銭その他の財産を得ている専門家(弁護士、会計士、税理士、弁理士、司法書士、コンサルタント等をいい、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者をいう)

5. 寄付先関係

当社から多額(※5)の寄付を得ている者(当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者をいう)

6. 大株主関係

当社の議決権の10%以上を実質的に有する者または当該者の業務執行者

7. 過去該当者関係

過去5年間上記1.から5.に該当していたことがある者

8. 近親者関係

上記1.から7.のいずれか(重要でない者を除く)に該当する者の近親者

<注記>

- (※1) 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員、支配人、従業員(顧問を含む)をいう。
- (※2) 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその年間売上高の2%を 超える支払いを当社から受けていた者をいう。
- (※3) 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において、当社の年間売上高の2%を超える支払いを当社に行っていた者、または当社に対する融資残高が当社の総資産額の2%を超える額を占めていた者をいう。
- (※4) ここでいう「多額」とは、直近事業年度において得た財産の金額につき、当該財産を得ている者が個人の場合は年間1,000万円、また、その者が法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高または総収入の2%を超える金額をいう。
- (※5) ここでいう「多額」とは、直近事業年度において得た寄付の金額につき、年間1,000万円またはその総収入金額の2%のいずれか高い方を超える金額をいう。

以上

(提供書面)

事業報告(2021年3月1日から2022年2月28日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ワクチン接種率等の向上により一時的に感染の拡大を抑制できたものの、オミクロン株の急速な感染拡大に伴ったまん延防止等重点措置の適用による外出自粛や、世界的な原材料価格の高騰など厳しい状況が続きました。

このような状況の中、当社グループではアパレル関連事業の重点施策であるリアル店舗とEコマースの融合を着実に推進し、クリック&トライシステムを導入したOMO(Online Merges with Offline)型店舗数を拡大するとともに、在庫一元管理システムの本格稼働によって欠品による販売機会ロスを減少させ、既存リアル店舗、Eコマース双方の売上高伸長と粗利益率の向上を実現いたしました。また、2020年2月期より取り組んできたグローバル事業構造改革として、不採算事業・不採算店舗からの撤退等を進めたことにより、営業損益が大幅に改善いたしました。加えて固定資産の流動化、資金運用の効率化等による財務体質の健全化に努め、自己資本比率は前期比13.5%増の42.4%となりました。

以上の結果、連結売上高は1,684億53百万円(前期比4.2%減)、連結営業損失は10億79百万円(前期は営業損失201億73百万円)、連結経常利益は5億7百万円(前期は経常損失201億74百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益は85億66百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失231億81百万円)となりました。

また、当社グループでは、新規事業の創出やM&A等を活用した事業基盤の強化・拡大による成長を加速していく中で、会計基準の差異にとらわれることなく企業比較を容易にすることを目的として、EBITDA(営業利益+減価償却費およびのれん償却費)を経営指標としております。

なお、当連結会計年度のEBITDAは39億15百万円(前期は△141億33百万円)となりました。

当連結会計年度における事業セグメント別の概況は次のとおりであります。

アパレル関連事業

売上高 1,290億27百万円 前期比 92.5%

国内事業は、中核事業会社である株式会社オンワード樫山では、不採算事業や不採算店舗からの撤退や、OMO型店舗の拡大等の販売戦略を着実に遂行することで、増収し赤字幅を大幅に縮小いたしました。BtoB事業を手掛けるオンワード商事株式会社は、減収ながらも利益率の高いユニフォーム事業の売上高が堅調に推移し増益となりました。また、Eコマースを販路とするティアクラッセ株式会社、今期就活スーツで高い評価を獲得しているオーダースーツ「KASHIYAMA」を展開する株式会社オンワードパーソナルスタイルで増収となりました。

海外事業は、グローバル事業構造改革による不採算事業からの撤退等により、収益性が改善 し、大幅に収支改善いたしました。

以上の結果、売上高は1,290億27百万円(前期比7.5%減)、営業損失は32億79百万円(前期は営業損失201億17百万円)となりました。

ライフスタイル関連事業

売上高 394億26百万円 前期比 108.1%

ウェルネス事業を手掛けるチャコット株式会社では、前期は新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい情勢にあった主力のバレエ用品の受注が回復した事により、大幅に増収し黒字に転換いたしました。ギフト事業の株式会社大和、ペット関連事業の株式会社クリエイティブヨーコ、ビューティ・コスメ事業を行う株式会社KOKOBUYで増収増益となりました。

グアム島でリゾート事業を行うオンワードビーチリゾートグアムINC.等は、グアム島への来島者数の激減の影響により、引き続き減収となりました。

以上の結果、売上高は394億26百万円(前期比8.1%増)、営業利益は24億3百万円(前期比113.0%増)となりました。

事業セグメント別売上高

		売上高(百万円)	増減率 (%)
国内		112,768	8.8%
アパレル関連事業	海 外	16,259	△54.6%
	計	129,027	△7.5%
ライフスタイ	ル関連事業	39,426	8.1%
	<u></u>	168,453	△4.2%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は56億57百万円であります。その 主なものは、売場設備の新設、改装および生産設備等の取得に関するものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

日本のファッション市場は成熟化し、グローバルな企業競争の下、消費者の選別はより厳しさを増しております。また人口減少・少子高齢化による人口構成の構造的な変化のなか、ライフスタイルに応じて流通を使い分ける選択消費や、消費者の嗜好の多様化などが進んでおります。

当社グループが対処すべき課題は、このような経営環境の変化に対応し、消費者に対して価値 ある商品やサービスを提供するとともに、グローバル事業構造改革を推進し、事業の選択と集中 を一層進めることで収益拡大をはかり、成長性を高めることにあります。

① 国内事業について

当社グループは、「ヒトと地球(ホシ)に潤いと彩りを」ご提供することを存在意義として定め、社員の多様な個性を生かしたお客さま中心の経営への進化をはかっております。

アパレルセグメントにおきましては、デジタルを活用した新しい手法を通じ、自律的に拡大するコミュニティ創造とお客さまとの価値共創を目指す「お客さまコミュニケーション改革」を推進しております。また、クリック&トライシステムを導入し、リアル店舗とオンラインストアのメリットを融合したOMO(Online Merges with Offline)型店舗の拡大をはかる「販売改革」を実行してまいります。

ライフスタイルセグメントにおきましては、経営資源の重点配分、ブランド価値の向上、コミュニティと販路の拡大、M&Aの推進等により、グループ内シナジーを創出し、更なる成長の加速をはかってまいります。

② 海外事業について

当社グループは、グローバル事業構造改革により事業の最適化を推進しております。

ヨーロッパ地区では、不採算となっていた生産事業およびジル・サンダー事業の整理・売却が 完了し、今後ジョゼフ事業の運営効率化を進め、収益力の改善をはかってまいります。

アジア地区では、中国において外部パートナーとの取組みを行っており、今後はインターネットビジネスの拡大や新たな販路の開拓など、マーケットの変化に柔軟に対応する成長戦略を推進してまいります。

アメリカ地区では、J.PRESSブランドに加えて、オーダースーツの「KASHIYAMA」事業を推進しており、中期的な視点から必要な投資を行いながら事業拡大へ向けた取り組みを実行してまいります。

③ 商品企画・生産・物流について

当社グループは、ものづくりプロセス(サプライチェーン)のデジタル化によるスピード化・価格の適正化・トレーサビリティ向上を目指す、「商品企画・生産・物流改革」を進めています。お取引先様との情報共有やデータ連携を行うことにより、可視化・効率化されたサプライチェーンの構築を進めてまいります。

④ CSR(企業の社会的責任)とコンプライアンスについて CSR経営につきましては、お客様をはじめとするすべてのステークホルダーから信頼される 企業として、社会的企業価値を高める重要な経営課題と認識しております。 当社グループは、1927年の創業から永きにわたり「人々の生活に潤いと彩りをご提供すること」を経営理念として掲げてまいりました。さらに昨年4月に策定した当社グループの中長期経営ビジョン『ONWARD VISION 2030』において、これまでの経営理念の上に、地球環境の潤いと彩りを大切にするサステナブル経営の理念を重ね合わせた、「ヒトと地球(ホシ)に潤いと彩りを」という新しいミッションステートメントを定めました。取り組みといたしましては、長くご愛用いただける高品質な商品の提供、環境への負荷を低減する最先端の技術や商品およびサービスの開発、衣料品の循環システムの構築をめざす「オンワード・グリーン・キャンペーン」の実施、社屋の省エネ化、土佐山オンワード "虹の森" での森林保全活動などを行い、環境・社会貢献活動を推進しております。

コンプライアンスにつきましては、社会全体からコンプライアンス体制の充実がますます求められており、これを経営上の重要課題と位置付け、またコーポレート・ガバナンスの体制強化をはかることにより、お客様や株主の皆様はもとより社会全体から高い信頼を得るよう努めてまいります。具体的には、コンプライアンス活動のあり方や倫理上の規範を示した「コンプライアンスマニュアル」を作成し、オンワードグループコンプライアンス委員会が中心となり、社内研修の実施など継続的な啓蒙活動を行い、周知徹底をはかっております。また、当社グループは、一般社団法人日本アパレルクオリティセンターを通じて、品質管理等に関するノウハウを活用した製品品質の維持および向上に努め、お客様の満足度をさらに高めていくとともに、SCMにおきましても、「オンワード認定工場制度」を通じて、協力工場の労働環境の改善に取り組んでおります。

個人情報保護法につきましても、「個人情報保護ガイドライン」を作成し、全役員および全従 業員を対象に研修を実施し、継続的な啓蒙を行っております。

株主の皆様におかれましては、今後ともなにとぞ格別のご理解とご支援を賜りますよう心から お願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分			期 別	2018年度 第72期	2019年度 第73期	2020年度 第74期	2021年度 第75期
売	上	高	(百万円)	240,652	248,233	175,899	168,453
経常利益	4又は経常損失	₹ (△)	(百万円)	5,161	△3,835	△20,174	507
当期純利	:株主に帰原 川益又は親会社 る当期純損失	上株主に	(百万円)	4,948	△52,135	△23,181	8,566
	たり当期純利 こり当期純損失		(円)	35.24	△383.97	△171.18	63.17
総	資	産	(百万円)	287,554	234,316	196,052	157,727
純	資	産	(百万円)	162,210	94,036	59,509	77,257

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
 - 2. 当連結会計年度より不動産賃貸に係る損益の表示方法を変更しており、第74期連結会計年度については組替後の数値を記載しております。
 - 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当連結会計年度の期首より適用しております。

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
重要な子会社		%	
株式会社オンワード樫山	100百万円	100.0	衣料品等の製造販売
オンワード商事株式会社	410百万円	100.0	衣料品等の製造販売
株 式 会 社 大 和	60百万円	100.0	カタログギフト等の企画販売
チャコット株式会社	100百万円	100.0	ダンス用品の製造販売
株式会社アイランド	10百万円	100.0	衣料品等の製造販売
株式会社クリエイティブヨーコ	100百万円	100.0	ペットファッション、なごみ雑貨の製造販売
株式会社オンワードパーソナルスタイル	100百万円	100.0	衣料品等の製造販売
株式会社オンワードクリエイティブセンター	20百万円	100.0	商業施設等の企画・設計・施工
ジョゼフLTD.	349千英ポンド	100.0	衣料品等の製造販売
オンワードビーチリゾートグアムINC.	54,989千米ドル	* 100.0	ホテルおよびリゾート施設の運営管理

⁽注) ※印は、間接保有の議決権が含まれております。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋三丁目10番5号	31,025百万円	134,198百万円

(7) 主要な事業内容

当社グループは、アパレル関連事業(紳士服、婦人服等の繊維製品の企画、製造および販売)を主な事業内容とし、さらにライフスタイル関連事業を行っております。

(8) 主要な事業所

会社名	名称	
当 社	本社	東京都中央区
	本社・オンワードパークビルディング	東京都中央区
	オンワードベイパークビルディング	東京都港区
	近畿エリア	大阪府大阪市中央区
	九州・沖縄エリア	福岡県福岡市中央区
株式会社オンワード樫山	東海・北陸エリア	愛知県名古屋市中村区
	北海道エリア	北海道札幌市中央区
	東北エリア	宮城県仙台市青葉区
	中国・四国エリア	広島県広島市中区
	オンワード習志野オペレーションセンター	千葉県習志野市
	港オペレーションセンター	大阪府大阪市港区
オンワード商事株式会社	本 社	東京都千代田区
株 式 会 社 大 和	本 社	長野県安曇野市
チャコット株式会社	本 社	東京都港区
株式会社アイランド	本社	東京都世田谷区
株式会社クリエイティブヨーコ	本社	長野県長野市
株式会社オンワードパーソナルスタイル	本社	東京都港区
株式会社オンワードクリエイティブセンター	本社	東京都港区
<u>ジョゼフLTD.</u>	本社	英国 ロンドン
オンワードビーチリゾートグアム INC.	本 社	米国 グアム

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
6,377名	△1,121名

(注) 上記従業員の他に期中平均1,459名の臨時従業員(臨時販売員、パートタイマー等)を雇用しております。

(10) 主要な借入先の状況

	借入先								借入金残高	
株	式	会	社 三	Ξ ;	Ħ.	住	友	銀	行	20,316百万円
株	式	会	社 三	菱	U	F	J	銀	行	5,850百万円
株	式	会	社	み	₫"		ほ	銀	行	2,954百万円

2 会社の株式に関する事項

(1) 当社が発行する株式に関する事項

1. 発行可能株式総数

400,000,000株

2. 発行済株式の総数

157,921,669株

(注) 発行済株式の総数には、自己株式22,287千株が含まれております。

3. 株 主 数

41,991名

4. 大 株 主(自己株式を除く)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12,231	9.0
公 益 財 団 法 人 樫 山 奨 学 財 団	8,710	6.4
オンワードホールディングス取引先持株会	4,907	3.6
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	4,671	3.4
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	4,200	3.0
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,197	2.3
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,931	2.1
株 式 会 社 三 越 伊 勢 丹	2,301	1.6
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,159	1.5
株 式 会 社 ダ イ ド ー リ ミ テ ッ ド	2,149	1.5

⁽注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

^{2.} 当社は、自己株式22,287千株を保有しております。

^{3.} 持株比率は、自己株式22,287千株を控除して計算しております。

(2) 当社が保有する株式に関する事項

1. 株式の政策保有に関する方針

当社は、安定的・長期的な取引関係の構築や取引強化等の観点から、政策保有株式として、取引先の株式を保有しておりますが、保有の意義が必ずしも十分でないと判断される銘柄については縮減を進めていくことを基本方針としております。

2. 当社が純投資目的以外の目的で保有する株式の銘柄数および貸借対照表計上額

	2018年度 第72期	2019年度 第73期	2020年度 第74期	2021年度 第75期
銘柄数	40銘柄	39銘柄	30銘柄	20銘柄
うち上場会社の銘柄数	30銘柄	29銘柄	23銘柄	14銘柄
①貸借対照表計上額の合計額(百万円)	15,816	11,369	12,384	11,928
②連結純資産額(百万円)	162,210	94,036	59,509	77,257
③連結純資産額に占める割合 (%) (①÷②)	9.8	12.1	20.8	15.4

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行回数 (発行日)	新株予約 権 の 数	新株予約権の 目的となる 株式の種類 および数	1株当たりの発行価額	権利行使時 1株当たり 振 込 金 額	権利行使期間	保有状态	況
第4回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2008年6月20日)	50個	当社普通株式 5,000株	905円	1円	2008年6月21日から 2038年2月28日まで	取締役 2名	50個
第5回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2009年3月18日)	159個	当社普通株式 15,900株	362円	1円	2009年3月19日から2039年2月28日まで	取締役 2名	159個
第7回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2010年3月19日)	123個	当社普通株式 12,300株	475円	1円	2010年3月20日から2040年2月29日まで	取締役 2名	123個
第9回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2011年3月18日)	227個	当社普通株式 22,700株	444円	1円	2011年3月19日から 2041年2月28日まで	取締役 2名 監査役 1名	154個 73個
第11回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2012年3月19日)	286個	当社普通株式 28,600株	444円	1円	2012年3月20日から 2042年2月28日まで	取締役 2名 監査役 2名	180個 106個
第13回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2013年3月18日)	276個	当社普通株式 27,600株	572円	1円	2013年3月19日から2043年2月28日まで	取締役 2名 監査役 2名	138個 138個
第15回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2014年3月20日)	267個	当社普通株式 26,700株	466円	1円	2014年3月21日から2044年2月29日まで	取締役 2名 監査役 2名	103個 164個
第16回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2014年6月20日)	79個	当社普通株式 7,900株	526円	1円	2014年6月21日から 2044年6月20日まで	取締役 1名	79個

- (注) 1. 当社社外取締役および社外監査役に対しましては、新株予約権を交付しておりません。
 - 2. 当社監査役に対しましては、第3回以降は新株予約権を交付しておりません。
 - 3. 上記のうち、第4回、第5回、第7回、第9回、第11回、第13回、第15回の新株予約権は、当社取締役就任前に付与された ものであります。
 - 4. 上記のうち、監査役が保有している第9回、第11回、第13回、第15回の新株予約権は、当社監査役就任前に付与されたものであります。
 - 5. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権者は、当社取締役および監査役の地位を喪失した日の翌日から1年経過した日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
 - (2) 新株予約権の全部または一部を行使することはできるが、各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
 - 6. 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

(2) 当事業年度中に当社の執行役員、当社子会社の取締役および執行役員に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項

	地位 氏名			名		担当および重要な兼職の状況		
代表	₹取 締	7 役 1	社 長	保	元	道	宣	株式会社オンワード樫山取締役
専	務取	締	役	鈴	木	恒	則	株式会社オンワード樫山代表取締役社長執行役員
取	絣	i	役	佐	藤		修	財務・経理・IR担当
								株式会社オンワード樫山取締役
								株式会社オンワードリゾート&ゴルフ代表取締役社長
取	絣	i	役	池	\blacksquare	大	介	経営企画・人財・総務・サステナブル経営担当
								株式会社オンワード樫山取締役
取	絣	i	役	Ш	本		明	
取	絣	i	役	小	室	淑	恵	株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長
取	絣	į	役	知	識	賢	治	
常	勤 監	查	役	吉	里	博	_	株式会社オンワード樫山監査役
常	勤 監	查	役	_	瀬	久	幸	株式会社オンワード樫山監査役
監	查	<u> </u>	役	梅	津		立	
監	查		役	草	野	満	代	有限会社草野事務所代表取締役

- (注) 1. 取締役川本明、小室淑恵、知識賢治の3氏は社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、3氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
 - 2. 監査役梅津立、草野満代の両氏は社外監査役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
 - 3. 監査役吉里博一氏は、当社グループの経理部門責任者の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 監査役梅津立氏は、弁護士として特に資本市場取引とファイナンス取引に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は2022年2月28日現在以下のとおりであります。

専務執行役員 田村保治常務執行役員 武内健司常務執行役員 江頭 毅常務執行役員 樋口剛宏

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。当該保険契約の保険料は全額当社が負担しておりますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由を設けております。

(3) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

① 役員の報酬等の決定に関する方針

当社の役員報酬は、固定報酬である基本報酬、自社株取得目的報酬、業績連動報酬である賞与で構成しております。

なお、社外取締役および監査役の報酬は、独立性維持の観点から基本報酬のみとしております。

また、当社は取締役会の任意の諮問機関として委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会を2021年2月26日に設置いたしました。2021年3月以降の各取締役への配分については、指名報酬委員会において取締役の指名・報酬等に関する事項についての審議、取締役会への答申を行った上で、取締役会にて決定することとしております。

イ. 基本報酬

取締役および監査役を対象として、常勤・非常勤、担当役割、職位、在任年数、個人別評価等を勘案してあらかじめ定められた基準に従い決定しております。取締役については取締役会にて、監査役については監査役の協議にて決定いたします。

口. 自社株取得目的報酬

取締役(社外取締役を除く)を対象として、株価上昇および業績向上への意欲や士気を 高めることを目的として、従来の株式報酬型ストックオプションに替えて、2015年6月 より支給しております。

ハ. 賞与

取締役(社外取締役を除く)を対象として、当該事業年度の連結業績等に基づき支給しております。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しており、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤・非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

② 役員の報酬等に関する株主総会の決議

当社の取締役の報酬は、2007年5月24日開催の第60回定時株主総会において「年額5億円以内(うち社外取締役3千万円以内)」と決議されました。決議時における取締役の員数は7名であります。

また、2021年5月27日開催の第74回定時株主総会において取締役の報酬の総額(年額5億円以内)は変更せず、社外取締役の報酬額のみを年額3千万円以内から年額5千万円以内への改定が決議されました。決議時における取締役の員数は7名であります。

当社の監査役の報酬は、1995年5月25日開催の第48回定時株主総会において「年額60百万円以内」と決議されました。決議時における監査役の員数は4名であります。

③ 業績連動報酬に係る指標及び当該業績連動報酬の額の決定方法

業績連動報酬と位置付けている賞与は、単年度の業績を反映するという観点や、業績向上への意欲を高めること、管理目標達成への意識づけ強化、成果に対する考課の明確化等を目的としております。

賞与の額は一般社員と同一の算定基準による全体的な業績に基づいた金額を基礎とし、 年初に設定した各取締役の担当領域における管理会計上の売上高、損益等の目標指標に対 する達成度を総合的に勘案した業績考課に基づいて決定しております。

なお、業績考課については、取締役、監査役、執行役員等の出席する経営会議により決定しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の総額

		報酬等の				
役員区分	報酬等の総額 (百万円)	固定	報酬	業績連動報酬	対象となる 役員の員数	
	(11,17)	基本報酬	自社株取得 目的報酬	賞与	(名)	
取締役 (うち社外取締役)	236 (33)	162 (33)	49 (-)	23 (-)	7 (3)	
監査役 (うち社外監査役)	52 (16)	52 (16)	- (-)	- (-)	4 (2)	
合計	288 (49)	215 (49)	49 (-)	23 (-)	11 (5)	

⁽注) 当事業年度末現在の人員は、取締役7名、監査役4名であります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係 該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席回数 (出席率)	監査役会 出席回数 (出席率)	主な活動状況
取締役	川 本 明	11/11回 (100%)	_	必要に応じ行政での豊富な経験と学識経 験者としての幅広い知見から発言を行っ ております。
取締役	小室淑恵	11/11回 (100%)	_	必要に応じ経営者としての専門的見地と 政府関係の各種会議委員としての経験と 見識から発言を行っております。
取締役	知識賢治	8/8回 (100%)	_	必要に応じ経営者としての専門的見地と 財務・会計・法務等の幅広い経験から発 言を行っております。
監 査 役	梅津立	11/11回 (100%)	16/16回 (100%)	弁護士としての豊富な知識と高い見識・ 専門性と資本市場取引における豊富な知 識と経験から発言を行っております。
監 査 役	草野満代	11/11回 (100%)	16/16回 (100%)	長年のメディア業界での経験と政府関係 の各種会議委員としての経験と豊富な知 識から発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役として有用な人材を迎えるべく、また、社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款において、社外取締役および社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外取締役である川本明、小室淑恵、知識賢治の3氏、および、社外監査役である梅津立、草野満代の両氏は、当社との間で、責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- イ. 社外取締役および社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- し. 上記の責任限定が認められているのは、当該社外取締役および社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

5 会計監査人の状況

(1) 名 称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当社が支払うべき監査証明業務についての報酬等の額	102百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	169百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当事業年度の監査計画の内容や 過年度の監査計画と実績の状況等を確認し、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第 1 項の同意を行っております。
 - 3. 会計監査人に対して監査証明業務以外の財務内容調査等を委託しその対価を支払っております。
 - 4. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の会計監査を受けております。
 - 5. 当事業年度における上記の報酬の額以外に、前事業年度に係る追加報酬が6百万円あります。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に向けた「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しております。

基本方針の内容は、以下のとおりです。

「内部統制システムの整備に関する基本方針」

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して以下のとおり定め、その方針に基づく内部統制システムおよび効率的で適法な企業体制を構築する。

- 1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は、取締役および使用人に法令および社内規定の遵守を徹底するため、「オンワードグループコンプライアンス規定」を基本方針とする。
 - ② 取締役会は、コンプライアンス体制の統轄組織として、オンワードグループコンプライアンス委員会を設置し、その責任者として代表取締役を委員長に任命する。また、コンプライアンス所管部門を経営企画 Div.とし、「オンワードグループコンプライアンス規定」に基づく「コンプライアンスマニュアル」によりオンワードグループのコンプライアンス体制の構築および整備を推進する。
 - ③ オンワードグループコンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の浸透をはかる。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 取締役会は、「規定管理規定」「文書管理規定」により適切な情報の保存および管理を行う。
 - ② 取締役は、その職務の執行に係る文書および重要な情報を、各担当職務に従い、適切に保存し管理する。
 - ③ 情報管理の所管部門を経営企画Div.とする。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 取締役会は、リスク管理体制の構築のために「オンワードグループリスク管理規定」に従った管理体制を整備し運用する。
- ② リスク管理体制の所管部門を経営企画Div.とする。
- ③ 経営企画Div.は、リスク管理体制の整備、問題点の把握、リスク管理体制に係る計画を策定し、取締役会に報告し、天災リスク、情報システムリスク、その他事業の継続に著しく大きな影響を及ぼすリスク等に対して適切な体制を整備する。
- ④ 取締役会は、必要に応じて外部専門家等との連携をはかり、適切なリスク対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、「役員就業規定」および「職務権限規定」により、取締役、執行役員および 使用人の職務執行の効率化に努める。
- ② 取締役会は、職務執行を効率的に行うため、執行役員を任命するとともに、「オンワードグループりん議処理規定」により、適切な監督を行う。
- ③ 取締役会の監督機能の強化、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実をはかるため、取締役会の諮問機関として、過半数が独立社外取締役で構成される「指名報酬委員会」を設置し、取締役の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性および客観性を担保する。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① オンワードグループコンプライアンス委員会は、事業会社コンプライアンス責任者を任命する。
- ② オンワードグループコンプライアンス委員会は、経営企画 Div.と連動し適切な教育活動、 啓蒙活動を実施し、「コンプライアンスマニュアル」の浸透をはかり、適正に機能するコ ンプライアンス体制の充実、およびそのチェックを行う。
- ③「オンワードグループ内部通報規定」に基づき、情報伝達および通報窓口(オンワードグループ「ホイッスルライン」)を社内および社外に設置し、運営する。
- ④ 内部監査室は、各部門における業務が、法令、定款、規定、マニュアルおよび社内通達等に従い適正かつ効率的に執行されるよう業務遂行体制の構築計画策定を行い、取締役会に報告する。

- 6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 取締役会は、当社およびオンワードグループ各社における業務の適正を確保するため、各社 の経営については自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告を受け、重要案件については りん議および協議を行う。
 - (1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ① 経営上重要な決定をする場合は、「オンワードグループりん議処理規定」に基づき当社へ報告を行う。
 - ② 業績についてグループ会議等で定期的に当社へ報告を行う。
 - ③ 業務上重要な事項が発生した場合は、その都度当社へ報告を行う。
 - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - ① 取締役会は、リスク管理体制の構築のために「オンワードグループリスク管理規定」に従った管理体制を整備し運用する。
 - ② 子会社のリスク管理体制の所管部門を当社の経営企画Div.とする。
 - ③ 当社の経営企画Div.は、子会社のリスク管理体制の整備、問題点の把握、リスク管理体制に係る計画を策定し、取締役会に報告し、天災リスク、情報システムリスク、その他事業の継続に著しく大きな影響を及ぼすリスク等に対して適切な体制を整備する。
 - ④ 取締役会は、必要に応じて外部専門家等との連携をはかり、適切なリスク対応を行う。
 - (3) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会は、子会社に係る「役員就業規定」および「職務権限規定」により、子会社の取締役、執行役員および使用人の職務執行の効率化に努める。
 - ② 子会社の取締役会は、子会社の取締役の職務執行を効率的に行うため、執行役員を任命するとともに、「オンワードグループりん議処理規定」により、適切な監督を行う。
 - (4) 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① オンワードグループコンプライアンス委員会は、子会社のコンプライアンス責任者を任命する。
 - ② オンワードグループコンプライアンス委員会は、当社の経営企画 Div.と連動し子会社について適切な教育活動、啓蒙活動を実施し、「コンプライアンスマニュアル」の浸透をはかり、適正に機能するコンプライアンス体制の充実、およびそのチェックを行う。

- ③ 「オンワードグループ内部通報規定」に基づき、情報伝達および通報窓口(オンワードグループ「ホイッスルライン」)を当社内および社外に設置し、運営する。
- ④ 当社の内部監査室は、子会社の各部門における業務が、法令、定款、規定、マニュアルおよび社内通達等に従い適正かつ効率的に執行されるよう業務遂行体制の構築計画策定を行い、取締役会に報告する。
- 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とするときには、補助すべき使用人を監査役会の事務局として設置する。

- 8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役を補助すべき使用人の任命、異動および人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得るものとする。
 - ② 監査役を補助すべき使用人の人事考課は、監査役が行う。
- 9. 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 補助使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならない。
 - ② 取締役および使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
 - ③ 補助使用人は、必要に応じて外部専門家等の監査業務に関する助言を受けることができる。
- 10. 監査役への報告に関する体制
- (1) 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制
- ① 代表取締役および担当取締役は、取締役会等の重要な会議において、業務の執行状況および経営に大きな影響を及ぼす重要課題の報告を行う。
- ② 取締役、執行役員および使用人は、監査役が報告を求めた場合は、迅速かつ適切に監査役に報告を行う。
- (2) 子会社の取締役、監査役、および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役、および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、業務の 執行状況および経営に大きな影響を及ぼす重要課題について、迅速かつ適切に報告を行う。 11. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社は、報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

12. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した 債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないこ とを証明できる場合を除き、これに応じる。

- 13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、情報や意見交換を行う。
 - ② 監査役会は、監査の実施にあたり、必要に応じて外部専門家等を活用する。
- 14. 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもたない。また、反社会的勢力からの不当 要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

15. 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部監査室は、取締役会の指示により、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、金融商品取引法およびその他の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築および整備を推進する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

1. コンプライアンスに関する取り組み

当社は、コンプライアンス体制の統括組織として、代表取締役を委員長とするオンワードグループコンプライアンス委員会を設置しております。オンワードグループコンプライアンス委員会は、毎年体制の見直しを行っており、当期も事業会社コンプライアンス責任者を新たに任命し、適切な体制で教育活動、啓蒙活動を実施いたしました。また、必要に応じてコンプライアンス委員会を開催し、問題の早期発見と業務改善を実施いたしました。

2. リスク管理体制に関する取り組み

当社は、リスク管理については、経営企画Div.が所管部門となり「オンワードグループリスク管理規定」に基づき、リスク管理体制の整備や問題点の把握、リスク管理体制に係る計画を策定し、取締役会へ報告をいたしました。また、「オンワードグループ内部通報規定」に基づき、情報伝達および通報窓口(オンワードグループ「ホイッスルライン」)を継続して社内および社外に設置し、問題の未然防止、早期発見および業務改善に努めました。

3. 業務執行の適正性や効率性に関する取り組み

当社は、グループ各社の事業内容については、四半期ごとに開催する決算報告会、決算会議、予算会議等で報告を受けました。グループ各社において重要な案件が発生した場合には、「オンワードグループりん議処理規定」に基づき、りん議および協議を行い決定いたしました。また、財務報告に係る内部統制については、内部監査室が財務報告の信頼性に及ぼす影響を鑑みて、期初に評価範囲の見直しを行い、選定した主要なグループ会社に対して、内部統制の有効性の評価を実施いたしました。

4. 監査役の監査に関する取り組み

監査役は、取締役会、決算会議、予算会議等の重要な会議に出席するとともに、定期的に代表取締役との会合を持ち、情報や意見の交換を実施いたしました。会計監査人との関係においては、監査計画の説明、四半期レビューの結果報告、監査結果の報告を受けたほか、適宜、監査状況を聴取するなど情報交換や意見交換を行いました。また、当社およびグループ各社に対しては、必要に応じて往査を行い、業務の適正性を確認いたしました。

⁽注)本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等について 持株比率は表示桁未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入しております。

連結貸借対照表 (2022年2月28日現在)

科目	金額
資産の部	157,727
流動資産	60,508
現金及び預金	15,209
受取手形、売掛金 及び契約資産	14,204
商品及び製品	23,908
原材料及び貯蔵品	2,478
仕掛品	449
その他の流動資産	4,509
貸倒引当金	△252
固定資産	97,219
有形固定資産	58,042
建物及び構築物	23,008
機械装置及び運搬具	859
工具器具備品	2,250
土地	23,371
その他の有形固定資産	8,552
無形固定資産	9,349
ソフトウェア	3,856
のれん	4,631
その他の無形固定資産	860
投資その他の資産	29,827
投資有価証券	14,117
長期貸付金	1,683
長期前払費用	524
繰延税金資産	4,338
差入保証金	5,192
その他の投資	4,135
貸倒引当金	△163
資産合計	157,727

	(単位:百万円)
科目	金額
負債の部	80,470
流動負債	55,761
支払手形及び買掛金	6,361
電子記録債務	11,860
短期借入金	18,705
1年内返済予定長期借入金	4,053
未払金	2,589
未払費用	3,712
未払法人税等	2,022
未払消費税等	1,779
賞与引当金	626
役員賞与引当金	50
その他の流動負債	3,997
固定負債	24,709
長期借入金	12,377
再評価に係る繰延税金負債	241
退職給付に係る負債	2,858
役員退職慰労引当金	247
預り保証金	1,499
リース債務	3,676
その他の固定負債	3,807
負債合計	80,470
純資産の部	77,257
株主資本	75,030
資本金	30,079
資本剰余金	50,390
利益剰余金	15,391
自己株式	△20,831
その他の包括利益累計額	△8,144
その他有価証券評価差額金	△1,646
繰延ヘッジ損益	1
土地再評価差額金	△5,698
為替換算調整勘定	△328
退職給付に係る調整累計額	△472
新株予約権	122
非支配株主持分	10,248
純資産合計 免債のでは必要を合計	77,257
負債及び純資産合計	157,727

連結損益計算書 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位:百万円)

		(単位・日月日)
科目	金	額
売上高		168,453
売上原価 売上原価		80,841
売上総利益		87,612
販売費及び一般管理費		88,691
営業損失		1,079
営業外収益		1,075
受取利息及び配当金	1,392	
助成金収入	1,013	
その他の収益	1,017	3,423
営業外費用	1,017	3,423
支払利息	391	
売場什器等除却損	96	
持分法投資損失	73	
控除対象外消費税等	252	
その他の費用	1,022	1,836
经常利益	1,022	507
特別利益		507
固定資産売却益	17,921	
	17,921	
投資有価証券売却益	I .	
関係会社株式売却益	2,944	
雇用調整助成金等	289	24 227
その他の特別利益	67	21,327
特別損失	1.600	
臨時休業等による損失	1,620	
減損損失	1,741	
関係会社株式売却損	1,829	
関係会社整理損	1,968	
その他の特別損失	761	7,921
税金等調整前当期純利益		13,912
法人税、住民税及び事業税	2,695	
法人税等調整額	2,523	5,218
当期純利益		8,693
非支配株主に帰属する当期純利益		127
親会社株主に帰属する当期純利益		8,566

連結株主資本等変動計算書 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位:百万円)

			株主資本			その他の包括	学位·日刀门/ E利益思計類
			1/4工具本			C 071E07E3E	操 延
	資本金	資 本	利益	自己株式	株主資本	その他有価証券	ベッジ
		剰余金	剰余金		合 計	評価差額金	損益
当 期 首 残 高	30,079	50,390	9,321	△20,865	68,926	△1,939	15
会計方針の変更による累積的影響額			272		272		
会計方針の変更を反映した当期首残高	30,079	50,390	9,594	△20,865	69,198	△1,939	15
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当			△1,627		△1,627		
親会社株主に帰属する当期純利益			8,566		8,566		
自己株式の取得				△0	△0		
自己株式の処分			△18	34	16		
土地再評価差額金の取崩			△1,124		△1,124		
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)						292	△13
当期変動額合計	_	_	5,797	34	5,831	292	△13
当 期 末 残 高	30,079	50,390	15,391	△20,831	75,030	△1,646	1
		スの仏の句も	11) 大田 土 姑				
	I bi	その他の包括		7.0 (1.0)	新	非去配	絉 咨 産
	土地	その他の包括	退職給付	その他の	新 株	非支配 株主持分	純資産
	再評価		退職給付に係る調	包括利益	新 株 予 約 権	非 支 配 株主持分	純資産 計
当期首残高		為替換算	退職給付				
当期首残高 会計方針の変更による累積的影響額	再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	包括利益 累計額合計	予 約 権	株主持分	合 計
	再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	包括利益 累計額合計	予 約 権	株主持分	59,509
会計方針の変更による累積的影響額	再評価 差額金 △7,864	為替換算 調整勘定 △1,669	退職給付 に係る調 整累計額 △744	包括利益 累計額合計 △12,202	予約権	株主持分 2,646	合 計 59,509 272
会計方針の変更による累積的影響額 会計方針の変更を反映した当期首残高	再評価 差額金 △7,864	為替換算 調整勘定 △1,669	退職給付 に係る調 整累計額 △744	包括利益 累計額合計 △12,202	予約権	株主持分 2,646	合 計 59,509 272
会計方針の変更による累積的影響額 会計方針の変更を反映した当期首残高 当期変動額	再評価 差額金 △7,864	為替換算 調整勘定 △1,669	退職給付 に係る調 整累計額 △744	包括利益 累計額合計 △12,202	予約権	株主持分 2,646	59,509 272 59,781
会計方針の変更による累積的影響額 会計方針の変更を反映した当期首残高 当期変動類額 乗の乗りをある。 動類の	再評価 差額金 △7,864	為替換算 調整勘定 △1,669	退職給付 に係る調 整累計額 △744	包括利益 累計額合計 △12,202	予約権	株主持分 2,646	59,509 272 59,781 △1,627
会計方針の変更による累積的影響額会計方針の変更を反映した当期首残高当期。変動類額 乗ります。金の配当 現まる主株主に帰属する当期純利益自己株式の取得	再評価 差額金 △7,864	為替換算 調整勘定 △1,669	退職給付 に係る調 整累計額 △744	包括利益 累計額合計 △12,202	予約権	株主持分 2,646	59,509 272 59,781 △1,627 8,566
会計方針の変更による累積的影響額会計方針の変更を反映した当期首残高当期で動物でである。 動物 額利 余金の配当 報会社株主に帰属する当期純利益自己株式の取得自己株式の処分土地再評価差額金の取崩	再評価 差額金 △7,864	為替換算 調整勘定 △1,669	退職給付 に係る調 整累計額 △744	包括利益 累計額合計 △12,202	予約権	株主持分 2,646	59,509 272 59,781 △1,627 8,566 △0
会計方針の変更による累積的影響額会計方針の変更を反映した当期首残高当期。変動類額 乗ります。金の配当 現まる主株主に帰属する当期純利益自己株式の取得	再評価 差額金 △7,864	為替換算 調整勘定 △1,669	退職給付 に係る調 整累計額 △744	包括利益 累計額合計 △12,202	予約権	株主持分 2,646	59,509 272 59,781 △1,627 8,566 △0 16
会計方針の変更による累積的影響額会計方針の変更を反映した当期首残高当期。変動類額利益会は株主に帰属する当期純利益自己株式の取得自己株式の処分土地再評価差額金の取崩株主資本以外の項目の	再 評 価 差 額 金 △7,864	為替換算 調整勘定 △1,669 △1,669	退職給付 に係る調整累計額 △744	包括利益 累計額合計 △12,202 △12,202	予約権 138 138	株主持分 2,646 2,646	59,509 272 59,781 △1,627 8,566 △0 16 △1,124

貸借対照表 (2022年2月28日現在)

	(単位・日万円)
科目	金額
部	55,336 39.093

科目	金額		
資産の部	134,198		
流動資産	14,503		
現金及び預金	2,095		
短期貸付金	21,684		
未収入金	7,491		
その他の流動資産	642		
貸倒引当金	△17,410		
固定資産	119,694		
有形固定資産	15,148		
建物	5,856		
構築物	86		
工具器具備品	350		
土地	8,828		
その他の有形固定資産	26		
無形固定資産	1,024		
ソフトウェア	917		
その他の無形固定資産	107		
投資その他の資産	103,521		
投資有価証券	11,928		
関係会社株式	72,494		
長期貸付金	24,963		
長期前払費用	97		
繰延税金資産	1,053		
その他の投資	1,027		
貸倒引当金	△8,043		
資産合計	134,198		

科目	金額
負債の部	55,336
流動負債	39,093
短期借入金	32,683
1年内返済予定長期借入金	3,941
未払金	1,269
未払費用	374
未払法人税等	647
賞与引当金	23
役員賞与引当金	23
その他の流動負債	131
固定負債	16,243
長期借入金	11,409
再評価に係る繰延税金負債	135
関係会社投資損失引当金	3,362
預り保証金	998
その他の固定負債	338
負債合計	55,336
純資産の部	78,861
株主資本	86,417
資本金	30,079
資本剰余金	51,550
資本準備金	38,550
その他資本剰余金	13,000
利益剰余金	26,742
その他利益剰余金	26,742
買換資産圧縮積立金	21
繰越利益剰余金	26,720
自己株式	△21,954
評価・換算差額等	△7,678
その他有価証券評価差額金	△2,136
土地再評価差額金	△5,541
新株予約権	122
純資産合計	78,861
負債及び純資産合計	134,198

損益計算書 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

		(単位:百万円)
科目	金	額
営業収益		
グループ運営収入	3,208	
関係会社配当金収入	10,004	
不動産賃貸収入	1,265	14,478
営業費用		3,678
営業利益		10,799
営業外収益		
受取利息及び配当金	631	
その他の収益	62	693
営業外費用		
支払利息	332	
為替差損	103	
貸倒引当金繰入額	5,348	
その他の費用	363	6,148
経常利益		5,345
特別利益		
固定資産売却益	5,014	
投資有価証券売却益	101	
投資損失引当金戻入額	1,395	
その他の特別利益	49	6,560
特別損失		
関係会社株式評価損	2,961	
減損損失	430	
その他の特別損失	520	3,912
税引前当期純利益		7,993
法人税、住民税及び事業税	△1,576	
法人税等調整額	1,043	△532
当期純利益		8,525

株主資本等変動計算書 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位:百万円)

	株主資本								<u> </u>
	資本剰余金				利益剰余金				
	資本金	資 本	その他	資本剰余金	利益	その	の他利益剰多	金	利益剰余金
	关 个 亚	準備金	資本剰余金	合 計	利 益準備金	買換資産 圧縮積立金	別 途積立金	繰越利益 剰 余 金	合 計
当 期 首 残 高	30,079	51,550	_	51,550	5,482	21	38,709	△23,521	20,691
当期変動額									
資本準備金の取崩		△13,000	13,000	_					_
利益準備金の取崩					△5,482			5,482	_
別途積立金の取崩							△38,709	38,709	_
剰余金の配当								△1,627	△1,627
当期純利益								8,525	8,525
自己株式の取得									
自己株式の処分								△18	△18
土地再評価差額金の取崩								△830	△830
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	_	△13,000	13,000	_	△5,482	_	△38,709	50,241	6,050
当 期 末 残 高	30,079	38,550	13,000	51,550	_	21	_	26,720	26,742

	株主	株主資本		Ⅲ・換算差額	頁等		
	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	△21,988	80,332	△2,235	△6,960	△9,196	138	71,275
当 期 変 動 額							
資本準備金の取崩		_					_
利益準備金の取崩		_					
別途積立金の取崩		_					_
剰余金の配当		△1,627					△1,627
当 期 純 利 益		8,525					8,525
自己株式の取得	△0	△0					△0
自己株式の処分	34	16					16
土地再評価差額金の取崩		△830					△830
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			99	1,418	1,517	△16	1,501
当期変動額合計	34	6,084	99	1,418	1,517	△16	7,586
当 期 末 残 高	△21,954	86,417	△2,136	△5,541	△7,678	122	78,861

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年4月21日

株式会社オンワードホールディングス 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オンワードホールディングスの202 1年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オンワードホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び掲益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年4月21日

株式会社オンワードホールディングス 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オンワードホールディングスの2021年3月1日から2022年2月28日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第75期事業年度の取締役の職務執行全般に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容
- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、重点監査項目、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受け、協議するほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査の方針、重点監査項目、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および子会社の主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内 部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年4月21日

株式会社オンワードホールディングス 監査役会

常勤監査役 吉里博一 印

常勤監査役 一瀬久幸 印

監査役 梅津 立 ⑩

監査役 草野満代 ⑩

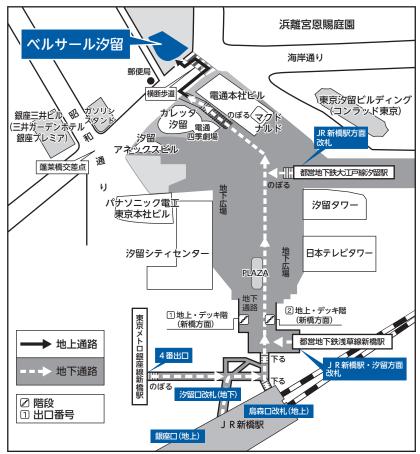
(注) 監査役梅津立および監査役草野満代は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 住友不動産汐留浜離宮ビル 2階 ベルサール汐留

東京都中央区銀座八丁目21番1号



交通のご案内

〈JR新橋駅〉

「汐留口改札」「烏森口改札」「銀座口」より徒歩10分 〈東京メトロ銀座線新橋駅〉

「4番出口」より徒歩10分

※上記は「地下通路」のご案内図です。

各路線改札口より地下通路をお通りください。

会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんので、公共の交通機関をご利用ください。

〈都営地下鉄浅草線新橋駅〉

「JR新橋駅・汐留方面改札」より徒歩10分 〈都営地下鉄大江戸線汐留駅〉

「JR新橋駅方面改札」より徒歩8分

